

猫は家の中で  
飼育しましょう

けんかによる傷、病気、  
迷子や交通事故を防ぐため、  
飼い猫は家の中で飼育  
しましょう

ふんの後始末  
をしてください

散歩中のペットのふんの  
後始末は飼い主の義務で  
す。放置することなく必  
ず後始末をしてください

放し飼いは  
やめましょう

犬は、つないで飼うこと  
が義務付けられています。  
犬は必ずつないで飼  
いましょう

犬のしつけ  
はしっかりと

犬には必要なしつけを行  
うように努め、他人に不  
快感や恐怖感を与えない  
ようにしましょう

避妊・去勢  
手術はお早めに

病気などの予防や、不  
幸な命を生みださない  
ために、メスは避妊手  
術、オスは去勢手術を  
実施しましょう

迷子札を  
つけましょう

迷子になったときのため  
に、連絡先などを書いた  
「迷子札」をつけましょう



環境衛生課 原田主事

狂犬病予防注射日程

狂犬病の予防注射は、狂犬病予防  
法に基づき、年1回義務づけられ  
ています。飼い主は必ず受けさせ  
てください。

対 象 生後91日以上の犬（室内  
犬、老犬も含む）

料 金 2,350円（新規の場合は別  
途3千円必要です）

持ち物 印鑑・料金・案内はがき

4月16日⑧	
東勢ふれあい会館	9時00分～9時10分
旧駐在所（荒木）	9時20分～9時35分
J A若狭加斗支店	9時40分～9時50分
谷田部住民センター	10時10分～10時25分
口名田公民館	10時35分～10時50分
五十谷住民センター	11時00分～11時10分
西相生集落センター	11時20分～11時30分
東相生生活改善センター	11時40分～11時50分
中名田児童館	13時00分～13時15分
中名田公民館	13時25分～13時40分
上田ふれあい会館	13時50分～14時00分
小屋集落センター	14時10分～14時20分
野代ふれあい会館	14時45分～15時00分
今富公民館	15時10分～16時00分
多田集落センター	16時00分～16時30分

4月18日⑨	
旧善工業組合	9時00分～9時20分
西津公民館	9時30分～10時00分
水取センター	10時10分～10時30分
交流ターミナルセンター	10時40分～11時00分
中央公民館	11時10分～11時40分
本境寺駐車場	13時00分～13時10分
若狭ふれあいセンター	13時20分～14時00分
青井第一公園	16時10分～16時30分

4月23日⑩	
丸山ふれあい会館	9時00分～9時10分
奈胡公会堂	9時20分～9時30分
羽賀ふれあい会館	9時40分～9時50分
熊野ふれあい会館	10時00分～10時10分
次吉集会所	10時20分～10時30分
慶林寺（栗田）	10時40分～10時50分
高塚集落センター	11時00分～11時10分
太良庄公会堂	11時10分～11時20分
内外海児童センター	13時30分～13時50分
聖海公会堂	14時05分～14時20分
常福寺（西小川）	14時35分～14時40分
蓮性寺（阿納）	14時55分～15時05分
福寿寺（矢代）	15時15分～15時20分
漁協田島支所	15時40分～16時00分

4月26日⑪	
本保生活改善センター	9時00分～9時10分
大谷ふれあい会館	9時20分～9時30分
新保ふれあい会館	9時40分～9時50分
小北集落センター（加茂）	10時00分～10時10分
新平野駅	10時20分～10時30分
松永公民館	10時40分～11時00分
門前バス停	11時10分～11時20分
遠敷児童センター	13時00分～13時30分
遠敷公民館	13時40分～13時50分
金屋公会堂	14時00分～14時10分
神宮寺仁王門	14時20分～14時30分
長瀬バス停（下根来）	14時40分～14時45分

5月7日⑫ 予備日	
旧駐在所（荒木）	9時00分～9時10分
口名田公民館	9時25分～9時35分
今富公民館	9時50分～10時00分
遠敷公民館	10時15分～10時25分
松永公民館	10時35分～10時45分
宮川公民館	11時00分～11時10分
丸山ふれあい会館	13時00分～13時10分
西津公民館	13時20分～13時30分
若狭ふれあいセンター	13時40分～13時50分
中央公民館	14時00分～14時10分

※注射は動物病院でも受けられます。料金は各病院にお問い合わせください



あなた  
動物とともに生きる



近年、犬や猫などのペットを飼う人が増えていますが、ふんの放置や放  
し飼い、鳴き声など、ペットをめぐる問題も多く発生しています。  
動物を飼うときは、その習性をよく理解し、他人に不快な思いをさせな  
いよう、家族の一員として最後まで面倒を見ましょう。



▼市役所環境衛生課  
☎内線144

▼若狭健康福祉センター（保健所）  
☎52・1300

▼福井県医薬食品・衛生課  
☎0776・20・0354

【相談窓口】

殺処分を減らすためには、譲渡会の実  
施だけでなく、健康福祉センター（保健所）  
での引き取り数を減らすことが重要です。  
飼い主のいない猫などを単に排除す  
る（保健所などに引き取りを求める）  
のではなく、地域住民との共生を目  
指す取り組みなどが大切です。個人  
や行政のみの活動では、そのような  
猫などを減らすことは難しく、地域  
全体で話し合うなど、地域の皆さん  
のご理解とご協力が必要です。

不幸な命を増やさないために

動物は人と同じ「命」を持っています  
ペットにエサをやらなかったり、病  
気なのに病院に連れて行かないなどの  
不適切な飼育、動物をみだりに傷つけ  
たり捨てたりする行為はすべて法律で  
禁止されています。違反すると懲役や罰  
金に処せられます。「命あるもの」に対  
し、責任を持った行動をお願いします。